

千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）の新旧対照表

参考資料3

新	旧	備考
<p><u>第2次</u>千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）</p> <p>計画期間 平成<u>29</u>年<u>4</u>月<u>1</u>日から平成<u>34</u>年3月31日</p> <p>平成<u>29</u>年__月</p> <p>千葉県</p> <p>目 次</p> <p>1 計画策定の<u>背景及び目的</u>            (1) <u>背景</u>・</p> <p><u>(2)</u> 計画策定の目的</p> <p>2 管理すべき鳥獣の種類</p> <p>3 計画の期間</p> <p>4 <u>管理が行われるべき区域</u></p> <p>5 <u>管理の目標</u>            (1) 現状                ①～⑤ (略)</p> <p>(2) 課題の整理                ①～④ (略)</p>	<p>千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）</p> <p>計画期間 平成<u>27</u>年<u>5</u>月<u>29</u>日から平成<u>29</u>年3月31日</p> <p>平成<u>27</u>年<u>5</u>月</p> <p>千葉県</p> <p>目 次</p> <p>1 計画策定の<u>目的及び背景</u>            (1) <u>これまでの取組</u>・</p> <p><u>(2)</u> <u>法律の改正</u></p> <p><u>(3)</u> 計画策定の目的</p> <p>2 管理すべき鳥獣の種類</p> <p>3 計画の期間</p> <p>4 <u>第二種特定鳥獣</u>の管理が行われるべき区域</p> <p>5 <u>第二種特定鳥獣</u>の管理の目標            (1) 現状                ①～⑤ (略)</p> <p>(2) 課題の整理                ①～④ (略)</p>	<p>期間の修正</p> <p>策定日の修正</p> <p>項目変更 項目変更 (削除)</p> <p>項目番号の修正</p> <p>項目変更</p> <p>項目変更</p>

<p>(3) <u>第1次イノシシ管理計画の目標達成状況</u></p> <p><u>(4) 管理の目標</u></p> <p><u>(5) 目標を達成するための基本的考え方</u></p> <p>① <u>総合的な対策の推進</u></p> <p>② <u>区域の設定</u></p> <p>6 <u>目標達成のための方策</u></p> <p>(1) <u>被害管理</u></p> <p>① 広域的な防護柵の設置</p> <p>② 維持管理</p> <p>(2) 生息環境管理</p> <p>(3) <u>個体数管理</u></p> <p>① 地域区分ごとの方針</p> <p>② 個体数管理の方法</p> <p>ア 許可捕獲</p> <p>イ 狩猟による捕獲</p> <p><u>ウ 指定管理鳥獣捕獲等事業</u></p>	<p><u>(3) 管理の目標</u></p> <p><u>(4) 目標を達成するための基本的考え方</u></p> <p>① <u>区域の設定</u></p> <p>② <u>被害軽減目標</u></p> <p>6 <u>第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項</u></p> <p>(1) <u>被害防除</u></p> <p>① 広域的な防護柵の設置</p> <p>② 維持管理</p> <p>(2) 生息環境管理</p> <p>(3) <u>捕獲の取組</u></p> <p>① 地域区分ごとの方針</p> <p>② 捕獲方法別</p> <p>ア 許可捕獲</p> <p>イ 狩猟による捕獲</p> <p>(4) <u>指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項</u></p> <p>① <u>事業を実施する必要性</u></p> <p>② <u>実施期間</u></p> <p>③ <u>実施区域</u></p> <p>④ <u>事業の目標</u></p> <p>⑤ <u>事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価</u></p> <p>⑥ <u>事業の実施者</u></p>	<p>新規項目</p> <p>項目番号の修正</p> <p>項目番号の修正 新規項目 項目番号の修正 (削除)</p> <p>項目変更</p> <p>項目変更</p> <p>個体数管理②の方法へ移動</p>
---	---	---

<p>(4) <u>普及啓発及び人材育成</u></p> <p>① <u>普及啓発</u></p> <p>ア <u>事前対策及び人材育成</u></p> <p>イ <u>普及啓発教材の作成及び活用</u></p> <p>ウ <u>放獣や飼育イノシシの脱走防止</u></p> <p>② <u>人材育成</u></p> <p>ア <u>地域ぐるみの対策の推進</u></p> <p>イ <u>捕獲の担い手確保</u></p> <p>ウ <u>関係職員の専門性の向上</u></p> <p>7 その他、<u>管理のために必要な事項</u></p> <p><u>(1)</u> 捕獲されたイノシシの食肉利用</p> <p><u>(2)</u> 捕獲個体の処理</p> <p><u>(3)</u> 市街地出没への対応体制の整備</p> <p><u>(4)</u> モニタリング等の調査研究</p> <p>① モニタリングの項目</p> <p>② 基礎データ収集体制の確立</p> <p><u>(5)</u> 情報公開</p>	<p>7 その他<u>第二種特定鳥獣</u>の管理のために必要な事項</p> <p><u>(1)</u> <u>対策の普及</u></p> <p><u>(2)</u> <u>捕獲の担い手確保</u></p> <p><u>(3)</u> 捕獲されたイノシシの食肉利用</p> <p><u>(4)</u> 捕獲個体の処理</p> <p><u>(5)</u> モニタリング等の調査研究</p> <p>① モニタリングの項目</p> <p>② 基礎データ収集体制の確立</p> <p>(6) その他</p> <p>① 情報公開</p> <p>② <u>フィードバックシステムの確立</u></p>	<p>新規項目</p> <p>項目変更</p> <p>前の項目に移動</p> <p>前の項目に移動</p> <p>項目番号の修正</p> <p>項目番号の修正</p> <p>項目番号の修正</p> <p>(削除)</p> <p>項目番号の修正</p> <p>(削除)</p>
--	--	---

8 実施体制

(1) 施策の推進体制

(2) 施策の検証体制

8 実施体制

(1) 施策の推進体制

(2) 施策の検証体制

<p>1 計画策定の<u>背景及び</u>目的</p> <p>(1) <u>背景</u></p> <p>イノシシは県内において縄文時代から生息が確認されており 1)、江戸時代には北総地域において将軍家の「鹿狩」の中でイノシシが多数捕獲された記録が残されている 2)。また、明治時代には、当時の東京帝国大学農科大学（現東京大学大学院農学生命科学研究科）附属千葉演習林において、イノシシの狩猟が行われている 3)。イノシシは古くから県内に生息し、狩猟を通して人とのつながりが深く、また、生態系を構成する一要素として生物多様性の維持といった役割を担っていた。</p> <p>このように、イノシシは千葉県在来の種であるものの、昭和48年から昭和60年の間は捕獲されておらず、その間、絶滅した可能性が高いとされているが 4)、その確証までは得られていない。また、現在生息する個体に在来個体群の遺伝子が一部残存している可能性は現時点では否定できず 5)、その後の調査においても、わずかに生存していた個体が近年個体数を回復させた可能性は否定できないとされている 6)。</p> <p>一方で、県内のイノシシによる特用林産物（※1）を含む農作物（以下、「農作物」とする。）被害は、被害金額が高止まりとなっているほか、都市近郊の住宅地まで生息域が拡大するなど依然として深刻な状況にあり、<u>イノシシが市街地に出没するといった新たな問題も発生している。</u></p> <p>そのような中、増大する<u>イノシシ被害</u>に対処するため、千葉県野生鳥獣対策本部（※2）において、平成25年1月に「千葉県イノシシ対策計画」を策定した。<u>また、平成27年5月には「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「法」という）の施行に伴い、「千葉県イノシシ対策計画」の内容を盛り込む形で「千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）」（以下、第1次イノシシ管理計画）を策定し、被害防除・生息環境管理・捕獲等による総合的な対策を実施してきた。</u></p> <p>※1 森林原野を資源とする一般木材を除くものの総称。たけのこ、きのこ類、山菜類、非食用のうるし、木炭等。</p>	<p>1 計画策定の<u>目的及び背景</u></p> <p>(1) <u>これまでの取組</u></p> <p>イノシシは県内において縄文時代から生息が確認されており 1)、江戸時代には北総地域において将軍家の「鹿狩」の中でイノシシが多数捕獲された記録が残されている 2)。また、明治時代には、当時の東京帝国大学農科大学（現東京大学大学院農学生命科学研究科）附属千葉演習林において、イノシシの狩猟が行われている 3)。イノシシは古くから県内に生息し、狩猟を通して人とのつながりが深く、また、生態系を構成する一要素として生物多様性の維持といった役割を担っていた。</p> <p>このように、イノシシは千葉県在来の種であるものの、昭和48年から昭和60年の間は捕獲されておらず、その間、絶滅した可能性が高いとされているが 4)、その確証までは得られていない。また、現在生息する個体に在来個体群の遺伝子が一部残存している可能性は現時点において否定はできず 5)、その後の調査においても、わずかに生存していた個体が近年個体数を回復させた可能性は否定できないとされている 6)。</p> <p>一方で、県内のイノシシによる特用林産物（※1）を含む農作物（以下、「農作物」とする。）被害は、被害金額が高止まりとなっているほか、都市近郊の住宅地まで生息域が拡大するなど依然として深刻な状況にある。</p> <p>そのような中、増大する<u>イノシシの農作物被害</u>に対処するため、千葉県野生鳥獣対策本部（※2）において、平成25年1月に「千葉県イノシシ対策計画」を策定し、<u>これに基づき各関係者（県、市町村、地域）が効率的かつ効果的に被害対策を実施しているところである。</u></p> <p>※1 森林原野を資源とする一般木材を除くものの総称。たけのこ、きのこ類、山菜類、非食用のうるし、木炭等。</p>	<p>項目変更</p> <p>項目変更</p> <p>問題点の追加</p> <p>計画策定の経緯の追加</p>
--	---	---

<p>※2 県・市町村・関係団体が一体となって防護、捕獲、生息環境管理及び資源活用等の野生鳥獣対策を総合的に推進していく機関</p> <p><u>(2) 計画策定の目的</u></p> <p><u>① 農業被害の軽減</u></p> <p><u>② 生活環境被害の防止</u></p> <p>2 管理すべき鳥獣の種類 イノシシ</p> <p>3 計画の期間 平成<u>29</u>年<u>4</u>月<u>1</u>日から平成<u>34</u>年3月31日まで</p>	<p>※2 県・市町村・関係団体が一体となって防護、捕獲、生息環境管理及び資源活用等の野生鳥獣対策を総合的に推進していく機関</p> <p><u>(2) 法律の改正</u></p> <p><u>イノシシをはじめとする野生鳥獣による被害は本県だけではなく全国的な問題となっており、平成25年12月に、環境省と農林水産省が共同で、「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を取りまとめ、この中で、当面の捕獲目標として、ニホンジカ、イノシシの個体数を10年後までに半減させることを目指すこととした。</u></p> <p><u>このような状況を踏まえ、平成26年5月に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護法」という。）」が改正され、『生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることとする「鳥獣の管理』が法の目的に明確に位置付けられ、法律の題名も「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「法」という。）」と変更された。</u></p> <p><u>(3) 計画策定の目的</u></p> <p><u>イノシシは、全国的にも生息数が増加し、又は生息域が拡大しており、生活環境や農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼす鳥獣のうち、特に、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣として環境大臣から「指定管理鳥獣」として指定された。</u></p> <p><u>このことから、本県においてもイノシシを、生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることとする管理の対象として、本計画を定めることとした。</u></p> <p>2 管理すべき鳥獣の種類 イノシシ</p> <p>3 計画の期間 平成<u>27</u>年<u>5</u>月<u>29</u>日から平成<u>29</u>年3月31日まで</p>	<p>(削除)</p> <p>項目番号の修正 目的の変更</p> <p>期間の変更</p>
--	---	---

<p>4 <u>管理が行われるべき区域</u> 県内全域</p> <p>5 管理の目標 (1) 現状 ① イノシシの生息状況 イノシシは古くから県内において生息していたが、昭和48年(1973年)から昭和60年(1985年)の間は捕獲された記録がない(図1)。 生息状況は未解明の部分が多いことから、近年の捕獲状況(図2)から推測すると、平成12年度は勝浦市、大多喜町、鴨川市、天津小湊町(現鴨川市)、鋸南町、君津市の6市町村で生息していたが、その後県南部を中心に拡大し、平成19年度頃から印旛村(現印西市)、平成22年度頃から東金市で確認されはじめ、現在では、生息域は県北部においても拡大している。</p> <p>図1 イノシシ捕獲数の推移</p> <p>図2 イノシシの市町村別有害鳥獣捕獲数</p> <p>② 農作物の被害状況 イノシシによる農作物被害金額は、平成12年度頃から増加傾向にあり、平成27年度には約2億1000万円で過去最高額を記録した。有害鳥獣による被害総額のおよそ半分をイノシシが占めており、依然として被害は深刻な状況にある(図3)。主な被害作物は、稲や野菜となっている(表1)。 農作物被害面積は、平成19年度の429.7haをピークに、その後は300ha前後で推移している。平成27年度は、293.4haと依然として深刻な状況が続いている。 平成27年度の市町村別の農作物被害金額は、市原市が3,200万円と最も多く、次いで、南房総市、いすみ市、鋸南町、君津市の順となっている(表</p>	<p>4 <u>第二種特定鳥獣</u>の管理が行われるべき区域 県内全域</p> <p>5 <u>第二種特定鳥獣</u>の管理の目標 (1) 現状 ① イノシシの生息状況 イノシシは古くから県内において生息していたが、昭和48年(1973年)から昭和60年(1985年)の間は捕獲された記録がない(図1)。 生息状況は未解明の部分が多いことから、近年の捕獲状況(図2-1、図2-2)から推測すると、平成12年度は勝浦市、大多喜町、鴨川市、天津小湊町(現鴨川市)、鋸南町、君津市の6市町村で生息していたが、その後県南部を中心に拡大し、平成19年度頃から印旛村(現印西市)、平成22年度頃から東金市で確認されはじめ、現在では、生息域は県北部においても拡大している。</p> <p>図1 イノシシ捕獲数の推移</p> <p>図2-1 イノシシの捕獲位置図(平成12~20年度)</p> <p>図2-2 イノシシの捕獲位置図(平成21~25年度)</p> <p>② 農作物の被害状況 イノシシによる農作物被害金額は、平成12年度頃から増加傾向で推移し、平成23年度には2億100万円で過去最高額を記録した。その後は若干の減少傾向となっているものの、有害鳥獣による被害総額のおよそ半分を占めており、依然として被害は深刻な状況にある(図3)。主な被害作物は、稲や野菜となっている(表1)。 農作物被害面積は、平成19年度の429.7haがピークとなっており、その後は300ha前後で推移し、平成25年度は、227.5haと依然として深刻な状況が続いている。 平成25年度の市町村別の農作物被害金額は、いすみ市で3千万円と最も</p>	<p>項目変更</p> <p>項目変更</p> <p>図番号の変更</p> <p>図番号とタイトルの変更(削除)</p> <p>時点修正</p> <p>時点修正</p> <p>時点修正</p>
--	--	--

<p>2)。</p> <p>図3 イノシシによる農作物被害の推移</p> <p>表1 イノシシによる農作物別被害状況</p> <p>表2 イノシシによる市町村別の農作物被害金額の推移</p> <p>③ 防護柵の設置状況</p> <p>被害の<u>大きい市原市</u>、南房総市、<u>君津市</u>等、県南部地域を中心に防護柵の積極的な設置が進んでおり、県全体としては平成<u>27</u>年度末時点で<u>2,469</u> kmとなっている(表3)。</p> <p><u>市町村別の捕獲数(図2)や市町村別の農作物被害金額(表2)の推移と併せて考えると、以前より恒常的に被害が発生している市町村では、防護柵の設置延長、捕獲数ともに増加しているものの、被害金額が高止まり傾向にある市町村や、被害が増加傾向の市町村がある。その一方で、被害が低減している市町村もある。また、分布拡大が進行している市町村においては、防護柵の設置延長、捕獲数が増加しているものの、被害が増加し続けている傾向にある。</u></p> <p>表3 市町村別防護柵設置状況</p> <p>④ 捕獲状況</p> <p>イノシシの捕獲数は年々増加しており、平成<u>27</u>年度は<u>22,574</u>頭と過去最高を記録した(図4、表4)。</p> <p>捕獲方法は、狩猟(法39条及び法55条)と許可捕獲(法9条)に区分される。捕獲方法別にみると、<u>平成27年度における許可捕獲に基づく有害捕獲(※3)が20,632頭、狩猟による捕獲は1,930頭と、有害捕獲が全体の91%を占めている。</u></p> <p>平成27年度における<u>市町村別の有害捕獲数は、市原市、勝浦市、大多喜</u></p>	<p>多くなっており、以下、南房総市、<u>市原市、鋸南町、鴨川市</u>の順となっている(表2)。</p> <p>図3 イノシシによる農作物被害の推移</p> <p>表1 イノシシによる農作物別被害状況</p> <p>表2 イノシシによる農作物被害金額の市町村別推移</p> <p>③ 防護柵の設置状況</p> <p>被害の<u>甚だないすみ市</u>、南房総市、<u>市原市、鋸南町、鴨川市</u>等、県南部地域を中心に防護柵の積極的な設置が進んでおり、県全体としては平成<u>25</u>年度末時点で<u>2,082</u> kmとなっている(表3)。</p> <p>表3 市町村別防護柵設置状況</p> <p>④ 捕獲状況</p> <p>イノシシの捕獲数は年々増加し、平成<u>24</u>年度は<u>15,253</u>頭と過去最高を記録した。<u>平成25年度は11,977頭と減少したが、依然として多くのイノシシが捕獲されている</u>(図4、表4)。</p> <p><u>イノシシの捕獲方法について</u>は、狩猟(法39条及び法55条)によるものと許可捕獲(法9条)によるものに区分される。捕獲方法別にみると、<u>許可捕獲に基づく有害捕獲(※3)が年間10,000~15,000頭(約88%)を占めており、狩猟による捕獲は年間1,000頭前後(約12%)</u></p>	<p>時点修正</p> <p>考察の追加</p> <p>時点修正</p> <p>時点修正</p>
---	---	--



<p><u>町、鴨川市、南房総市、君津市、富津市</u>で1,000頭以上捕獲されており、南部地域を中心に捕獲が進んでいる。</p> <p>捕獲手法別の捕獲数については、<u>野生獣管理事業</u>（市町村に対する捕獲の補助制度）の実績では、箱わなによる捕獲が全体の75%を占め、くくりわなを合わせたわなによる捕獲が<u>96%</u>となっており、わなによる捕獲が大部分を占めている（図5）。</p> <p>※3 鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害の防止を図るための鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を「有害捕獲」とする。</p> <p>図4 イノシシの捕獲数の推移 <u>※平成27年度は指定管理鳥獣捕獲等事業により12頭捕獲しているが、上記には含めていない。</u></p> <p>表4 イノシシの捕獲数の推移</p> <p>図5 捕獲手法別捕獲数（平成27年度）</p> <p>⑤ 捕獲者（狩猟免許所持者）の状況</p> <p>狩猟免許所持者は、昭和53年度の20,653人をピークに減少傾向にあり、平成<u>27</u>年度にはピーク時の3分の1以下に減少している。これは、第1種銃猟免許所持者数の減少による影響が大きいためである。平成4年度以降は、わな猟免許所持者数の増加が目立つようになり、平成<u>27</u>年度におけるわな猟免許所持者数は昭和53年度の<u>7.9</u>倍にあたる<u>2,120</u>人となっている（図6）。</p> <p>狩猟免許所持者の年齢構成は、20歳代は1%前後、30歳代は5%前後で推移している。また、40歳代では平成10年度には、23.2%であったが、近年は8%前後で推移するまでに減少している。50歳代では平成1</p>	<p><u>となっている。</u></p> <p>市町村別の平成25年度における有害捕獲数は、南房総市、富津市、鴨川市、君津市で1,000頭以上捕獲されており、南部地域を中心に捕獲が進んでいる。</p> <p>捕獲手法別の捕獲数については、イノシシ管理事業（市町村に対する捕獲の補助制度）の実績では、箱わなによる捕獲が捕獲全体の75%を占め、くくりわなを合わせたわなによる捕獲が<u>95%</u>となっており、わなによる捕獲が大部分を占めている（図5）。</p> <p>※3 鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害の防止を図るための鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を「有害捕獲」とする。</p> <p>図4 イノシシの捕獲数の推移</p> <p>表4 イノシシの捕獲数の推移</p> <p>図5 捕獲手法別捕獲数（平成25年度）</p> <p>⑤ 捕獲者（狩猟免許所持者）の状況</p> <p>狩猟免許所持者は、昭和53年度の20,653人をピークに減少傾向にあり、平成<u>25</u>年度にはピーク時の3分の1以下に減少している。これは、第1種銃猟免許所持者数の減少による影響が大きいためである。平成4年度以降は、わな猟免許所持者数の増加が目立つようになり、平成<u>25</u>年度におけるわな猟免許所持者数は昭和53年度の<u>6.6</u>倍にあたる<u>1,771</u>人となっている（図6）。</p> <p>狩猟免許所持者の年齢構成は、20歳代は1%前後、30歳代は5%前後で推移している。また、40歳代では平成10年度には、23.2%であったが、近年は8%前後で推移するまでに減少している。50歳代では平成1</p>	<p>文言修正</p> <p>時点修正</p> <p>注釈の追加</p> <p>時点修正</p> <p>時点修正</p>
---	--	--

<p>0年度は37.4%であったが徐々に減少し、平成26年度には14.0%となっている。60歳以上については、平成10年度の33.2%から平成26年度は70.2%と増加している（図7）。</p> <p>一方、新規狩猟免許取得者をみると、平成27年度には477名と急増しており、そのうち18～29歳では47名、30歳代で88名と若年層の新規参入が図られている（図8）。また、平成27年度の新規狩猟免許取得者のうち、およそ7割がわな猟免許の取得者となっている。</p> <p>図6 狩猟免許所持者数の推移</p> <p>図7 狩猟免許所持者の年齢構成</p> <p>図8 新規狩猟免許取得者数と年齢構成</p> <p>(2) 課題の整理</p> <p>① 被害管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防護柵の設置延長、捕獲数ともに増加しているにも関わらず、被害金額が高止まり傾向にある市町村が見受けられるが、防護柵を導入しても、適切な維持管理が行われず、十分に機能していない場合があることが理由の一つと考えられる。このため、引き続き地域ぐるみの取組を推進し、地域が一体となり維持管理や防護柵の設置を進める必要がある。</li> </ul> <p>② 生息環境管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イノシシが農地へ出現しにくい生息環境を整備することが重要であるが、そのための対策が十分には実施されていないことから、森林の整備や耕作放棄地の解消など、生息環境管理を推進する必要がある。</li> </ul> <p>③ 捕獲</p>	<p>0年度は37.4%であったが徐々に減少し、平成25年度には15.5%となっている。60歳以上については、平成10年度の33.2%から平成25年度は69.3%と増加している（図7）。</p> <p>一方、新規狩猟免許取得者をみると、年間平均250名程度で推移しており、そのうち20歳代では20名程度、30歳代で80名程度と若年層の新規参入が図られている。また、新規狩猟免許取得者のうち、60%前後がわな猟免許の取得者となっている（図8）。</p> <p>図6 狩猟免許所持者数の推移</p> <p>図7 狩猟免許所持者の年齢構成</p> <p>図8 新規狩猟免許取得者数と年齢構成</p> <p>(2) 課題の整理</p> <p>① 被害防除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防護柵の設置延長が長く、捕獲数も多いにも関わらず、被害金額が高止まり傾向にある市町村が見受けられる。これまでの防護柵の導入は、個々の対応による電気柵の設置が多いため適切な維持管理が行われず、十分に機能していない事例も見受けられる。このことから、今後は地域ぐるみの取組を推進し、十分な維持管理や効果的な防護柵の設置を進める必要がある。</li> </ul> <p>② 生息環境管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イノシシが農地へ出現しにくい生息環境を整備することが重要なことから、森林の整備や耕作放棄地の解消など、生息環境管理を進める必要がある。</li> </ul> <p>③ 捕獲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イノシシは市町村境を超えて移動することから、広域的な捕獲体制を構築する必要がある。</li> </ul>	<p>時点修正</p> <p>時点修正</p> <p>項目変更 文言修正</p> <p>文言修正</p> <p>(削除)</p>
--	---	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>農作物被害を低減するためには、加害個体の捕獲や箱わなで成獣を捕獲することが有効であるが、そのことが十分に認識されていない。被害を低減するための効果的な捕獲方法について、普及する必要がある。</u></li> <li>・ <u>全捕獲数のうち狩猟による捕獲の割合が1割に満たず、他県と比較して非常に少ないことから、狩猟による捕獲数を増やすための取組が必要である。</u></li> <li>・ <u>捕獲数の増加に伴い、捕獲個体の処理が負担となっていることから、処理方法について検討する必要がある。</u></li> </ul> <p>④ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生息域の拡大が危惧される地域が県北部を中心に拡大しており、同地域における捕獲体制の整備や生息情報の収集を進める必要がある。</li> <li>・ 狩猟免許所持者の年齢構成は、20歳代から30歳代での新規参入が増加傾向にあるものの、高齢化が進むとともに狩猟免許所持者が減少していることから、狩猟免許の取得を促進し担い手を確保する必要がある。</li> <li>・ <u>イノシシの市街地出没が発生していることから、市街地出没を抑制するとともに、出没時の対応体制を整備する必要がある。</u></li> <li>・ <u>イノシシ管理の指標となる科学的データが不足していることから、生息状況や被害状況を継続的にモニタリングするとともに、調査研究を推進する必要がある。</u></li> </ul> <p><u>(3) 第1次イノシシ管理計画の目標達成状況</u></p> <p><u>【目標①】 被害が急増する以前の水準まで農作物被害を抑える</u>  <u>平成27年度の被害金額はおよそ2億1000万円、被害面積はおよそ293haと、高止まりの状況が続いていることから、目標は達成できなかった。</u></p> <p><u>【目標②】 生息域拡大の防止を図る</u>  <u>平成23年度にイノシシによる農作物被害が発生した市町は22市町、有害捕獲の実績がある市町は21市町であったのに対し、平成27年度にイノシシによる農作物被害が発生した市町は27市町、捕獲実績のある市町は26市町と増加していることから、目標は達成できなかった。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>狩猟による捕獲が1,000頭前後で推移しており、他県と比較して非常に少ないことから、狩猟による捕獲数を増やすための取組が必要である。</u></li> </ul> <p>④ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生息域の拡大が危惧される地域が県北部を中心に拡大しており、同地域における捕獲体制の整備や生息情報の収集を進める必要がある。</li> <li>・ 狩猟免許所持者の年齢構成は、20歳代から30歳代での新規参入が増加傾向にあるものの、高齢化が進むとともに狩猟免許所持者が減少していることから、狩猟免許の取得を促進し担い手を確保する必要がある。</li> <li>・ <u>イノシシの調査が継続的に行われておらず、管理の指標となる科学的データが不足していることから、モニタリングによる調査研究を推進する必要がある。</u></li> </ul>	<p>課題の追加</p> <p>時点修正</p> <p>課題の追加</p> <p>課題の追加</p> <p>文言修正</p> <p>目標達成状況の追加</p>
--	---	---

<p><u>【数値目標】 農作物の被害金額及び被害面積の軽減</u></p> <p><u>地域区分ごとに目標値を定めたが、いずれの地域でも目標を達成できていない（表5）。中でも、「前線地域」の被害が急増しているが、これは、数値目標を設定した平成24年（イノシシ対策計画の策定時）時点では「前線地域」であったものの、分布の拡大や個体数の増加に伴い、それらの地域が「拡大防止地域」や「被害対策地域」に移行したものと考えられる。つまり、近年になり被害が拡大した地域では、対策が追いついていない状況を示唆しているものと推察される。</u></p> <p><u>このため、特に近年に被害が急増している地域で、対策を強化する必要がある。</u></p> <p>表5 被害軽減目標の達成状況</p> <p><u>※平成28年度の被害金額及び被害面積を目標値としているが、現状値は平成27年度の数値を用いている。</u></p> <p><u>（4）管理の目標</u></p> <p>自然環境とバランスのとれた形でイノシシの個体群管理を図りつつ、以下を管理の目標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①イノシシによる農作物被害の抑制</li> <li>②生活環境被害の抑制</li> <li>③生息域の拡大防止</li> </ul> <p><u>【数値目標】</u></p> <p><u>農家組合長等を対象とした集落アンケート調査で、イノシシによる農業被害が「深刻」及び「大きい」と回答する割合を15%以下とする。</u></p> <p><u>※54市町村のうち45市町村で、平成27年度から平成28年度にかけてアンケート調査を実施。平成27年度のアンケートは、国立環境研究所及</u></p>	<p><u>（3）管理の目標</u></p> <p>自然環境とバランスのとれた形でイノシシの個体群管理を図り、<u>被害が急増する以前の水準まで農作物被害を抑えるとともに、生息域拡大の防止を図るものとするが、数値目標としては、被害金額及び被害面積の軽減とする。</u></p>	<p>項目番号の修正</p> <p>文言修正</p> <p>管理目標の修正</p> <p>数値目標の変更</p>
---	--	--

<p><u>び東京大学が中南部地域を中心に実施し、平成26年度の被害状況を収集した（未発表）。平成28年度のアンケートは、県が北部地域を中心に実施し、平成27年度の被害状況を収集した。</u></p> <p><u>図9 平成27-28年度に実施したアンケート調査の結果</u></p> <p><u>(5) 目標を達成するための基本的考え方</u></p> <p><u>① 総合的な対策の推進</u></p> <p><u>イノシシによる農作物被害を減少させるには、捕獲による個体数管理が有効であるものの、捕獲のみでは被害を軽減することは困難であり、防護柵の設置により物理的にイノシシの侵入を遮断するとともに、農地に出現しにくい環境づくりを実施することが効果的である。</u></p> <p><u>このため、被害管理、生息環境管理、個体数管理等の総合的な対策を推進する。</u></p>	<p><u>※ イノシシは1歳から毎年繁殖でき、また一度に4～5頭出産するなど、繁殖力が高い。その一方で、生後3年程度の生存率が里山の豊凶の影響も受けて、40%から60%と大きく変動する。その結果、一年という短い期間でも、生息数の増減が著しく、長期的にも動向予測が難しいことから、生息数を管理目標とすることは困難である。</u></p> <p><u>また、農作物被害の調査は、農林水産省により全国的に統一された調査項目が設定されているが、耕作を断念した場合には被害金額に反映されないことや被害を受けても報告しない農業者がいるなど、被害実態が調査結果に的確に反映されていないという課題もある。</u></p> <p><u>このため、今後こうした課題等を整理し、次期計画における新たな管理目標の採用に向けた検討を行うこととするが、本計画の数値目標としては被害金額及び被害面積とする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>項目番号の修正</p> <p>新規項目</p>
---	---	--

<p>② 区域の設定</p> <p><u>イノシシの生息状況</u>や農作物被害の状況は地域によって異なることから、<u>地域の実情に応じた適切な対策を講じる必要がある</u>。このため、<u>各市町村をイノシシの捕獲状況や被害状況、最新の出没状況</u>に応じて、<u>表6の地域区分</u>に基づき「被害対策地域」「拡大防止地域」「前線地域」「未生息地域」の<u>4つ</u>に区分した（<u>図10</u>）。</p> <p>なお、<u>市町村が対策を実施する際には、市町村ごとに同様の地域区分を実施し、それぞれの地域の実情に合ったきめ細かな対策を推進する必要がある</u>。</p> <p><u>表6 地域区分の定義と対策の方向性</u></p> <p><u>図10 地域区分図</u></p> <p><u>※各市区町村の一部のみで生息が確認されている場合でも、当該市区町村の全域に着色している。</u></p> <p><u>※生息が確認されていない市区町村でも、近隣で生息が確認されている場合は、予防的な観点から前線地域としている。</u></p>	<p>① 区域の設定</p> <p>農作物被害の状況は地域によって<u>さまざまである</u>ことから、<u>地域の実情に応じた、きめ細かな対策を講じる必要がある</u>。このため、<u>地域別に詳細な状況を把握し、市町村内を被害状況に応じて、地域区分の定義（表5）に基づき「被害対策地域」「拡大防止地域」「前線地域」「未生息地域」に区分した上で、それぞれ目標を設定することとし、効率的かつ効果的に対策を進めていく</u>。</p> <p>なお、<u>地域区分の設定については、平成22年度に実施した農家アンケート調査結果や最新情報の聞き取り等の情報をもとに、各市町村において、大字等を基本的な単位として現状を勘案しながら作成し地域区分図として取りまとめた（図9）</u>。</p> <p><u>表5 地域区分の定義</u></p> <p><u>※千葉県イノシシ対策計画の策定時には、計画外区域市町村を習志野市、市川市、浦安市、松戸市、野田市、流山市、我孫子市としていたが、本計画においては「未生息地域」として扱うこととする。</u></p> <p><u>※地図表記を字単位で行ったため、市町村が作成したものと一部異なる部分がある。</u></p> <p><u>図9 地域区分図</u></p> <p><u>図9-1 地域区分図（県北部拡大図）</u></p> <p><u>図9-2 地域区分図（県中央部拡大図）</u></p>	<p>項目番号の修正 文言修正 地域区分単位の変更</p> <p>表番号及びタイトルの変更 （削除）</p> <p>表番号の変更</p> <p>注釈の追加</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>
---	--	---

<p>6 <u>目標達成のための方策</u></p> <p>(1) <u>被害管理</u></p> <p>防護柵による被害防除は、被害の減少だけでなく、高カロリーなエサの供給を絶つことによる個体数の増加抑制にも繋がる重要な取組である。</p> <p>このため、被害が発生している地域を詳細に把握するとともに、地域の状況に応じた計画的な防護柵の設置及び適切な維持管理を行う。</p> <p>① 広域的な防護柵の設置</p> <p>防護柵の整備を各戸単位で行った場合であっても、周辺にイノシシを誘引するような耕作放棄地や被害対策を行っていない農地等があれば、十分な効果を発揮することは困難であることから、地域単位の広域的な防護柵の設置を推進する。</p>	<p><u>図9-3 地域区分図(県南部拡大図)</u></p> <p>② <u>被害軽減目標</u></p> <p><u>目標年度である平成28年度における県内の地域区分別の被害軽減目標は、表6のとおりとする。</u></p> <p><u>被害軽減目標については、市町村が策定している被害防止計画との整合性を保つよう配慮して設定した。</u></p> <p><u>表6 地域区分別の被害軽減目標</u></p> <p>6 <u>第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項</u></p> <p><u>イノシシによる被害を減少させるには、捕獲による個体群の調整が有効であるものの、捕獲のみでは被害を軽減することは困難であり、防護柵の設置や農地に出現しにくい生息環境の管理などを総合的に実施することが効果的である。</u></p> <p><u>本計画では、単なる個体群を管理する捕獲計画のみならず、農作物被害の軽減のために、被害防除や生息環境管理、農地の維持や耕作放棄地の解消に関する施策を、集落ごとに適した手法を組み合わせることで実施している。</u></p> <p>(1) <u>被害防除</u></p> <p>防護柵による被害防除は、被害の減少だけでなく、高カロリーなエサの供給を絶つことによる個体数の増加抑制にも繋がる重要な取組である。</p> <p>このため、被害が発生している地域を詳細に把握するとともに、地域の状況に応じた計画的な防護柵の設置及び適切な維持管理を行う。</p> <p>① 広域的な防護柵の設置</p> <p>防護柵の整備を、各戸単位で<u>対策</u>を行った場合であっても、周辺にイノシシを誘引するような耕作放棄地や被害対策を行っていない農地等があれば、効果を発揮することは困難であることから、地域単位の広域的な防護柵の設置を推進する。</p>	<p>(削除)</p> <p>5(4) 管理の目標に移動・項目変更</p> <p>(削除)</p> <p>項目変更</p> <p>(5) ①総合的な対策に移動</p> <p>項目変更</p> <p>文言修正</p>
---	--	---

<p>② 維持管理</p> <p>防護柵による被害防除は、その効果を持続させるため継続的に維持管理することが重要である。設置した防護柵は農地や地域を守る施設であることから、地域の力で維持管理するよう促進する。</p> <p>(2) 生息環境管理</p> <p>農作物被害を軽減するには、防護柵の設置や捕獲だけでなく、農村集落において、収穫しない野菜や果物の処分・伐採、耕作放棄地の解消、森林整備事業による除間伐の実施及び竹林の拡大防止並びに藪の刈り払いなどによりイノシシの隠れ場を無くすなど、集落にイノシシを寄せ付けない環境づくりが必要である。</p> <p><u>このため、生息環境管理の積極的な実施</u>を促すことで、イノシシの集落への侵入を防止し、また、人との軋轢を抑制する。</p> <p>また、過疎化や高齢化が進行した農村の現状を鑑み、都市住民との協働による生息環境管理を推進するとともに、里山再生に向けて地域住民と都市住民とのつながりをより緊密なものとするなど、県民の参加による取組を推進する。</p> <p>(3) <u>個体数管理（捕獲の取組）</u></p> <p><u>地域によってイノシシの生息状況や被害状況が異なることから、地域の状況に応じて個体数管理の役割を位置づけ、適切な方法を選択するとともに、地域の実情に応じた捕獲体制の整備を進める必要がある。</u></p> <p>① 地域区分ごとの方針</p>	<p>② 維持管理</p> <p>防護柵による被害防除は、その効果を持続させるため継続的に維持管理することが重要である。<u>そのため、千葉県野生鳥獣対策本部において維持管理手法や維持管理体制に係るマニュアルを作成し、普及を図るとともに、設置した防護柵は農地や地域を守る施設であることから、地域の力で維持管理するよう促進する。</u></p> <p>(2) 生息環境管理</p> <p>農作物被害を軽減するには、防護柵の設置や捕獲だけでなく、農村集落において、収穫しない野菜や果物が餌にならないよう処分したり、耕作放棄地の解消、森林整備事業による除間伐の実施及び竹林の拡大を防止することなどによりイノシシの隠れ場を無くすなど、集落にイノシシを寄せ付けない環境づくりが必要である。</p> <p><u>これまで実施してきた生息環境管理に関する被害防止対策について引き続き積極的な活用</u>を促すことで、イノシシの集落への侵入を防止し、また、人との軋轢を抑制する。</p> <p>また、過疎化や高齢化が進行した農村の現状を鑑み、都市住民との協働による生息環境管理を推進するとともに、里山再生に向けて地域住民と都市住民とのつながりをより緊密なものとするなど、県民の参加による取組を推進する。</p> <p>(3) <u>捕獲の取組</u></p> <p>① 地域区分ごとの方針</p> <p><u>現状で捕獲数に増加がみられるものの、農作物被害の状況から判断しても、これまでと同様の取組ではその個体群の存続に危機がおとずれる可能性は小さいと考えられるため、捕獲を一層強化する必要がある。なお、各地域区分</u></p>	<p>6（4）に移動</p> <p>文言修正</p> <p>項目変更 文言追加</p> <p>（削除）</p>
--	---	---



<p>【被害対策地域】 恒常的に農作物被害が発生している地域であることから、農地周辺での捕獲を重点的に実施することで、加害個体を確実に捕獲するよう努める。また、被害農地に近接した里山に生息するイノシシの密度を減少させることで、被害の低減を図る。</p> <p>【拡大防止地域】 従来イノシシの生息やイノシシによる農作物被害が報告されていなかった地域であることから、特に重点的に捕獲を行うことで、被害の発生及び生息域の拡大を防止する。</p> <p>【前線地域】 侵入の初期段階で迅速に対応することが重要であるため、発見した個体を直ちに捕獲することで、生息域の拡大防止を図る。</p> <p>② 個体数管理の方法 ア 許可捕獲 市町村による有害捕獲は個体数調整の核となる取組であることから、引き続き市町村が主体となって捕獲を実施する。 市町村は、活用可能な事業を積極的に利用し、効果的・効率的な捕獲方法により、効果的な時期に実施するように努める。 また、イノシシは市町村境を越えて移動することから、市町村間の連携を含めた広域的な捕獲が有効であるため、その取組について促進する。 県は、このような市町村の捕獲への取組に補助金等により積極的に支援をするとともに、地域の実情を踏まえた被害対策を実施するため、捕獲許可権限の移譲についても推進していく。 なお、銃器を使用した捕獲においては、その実施にあたり「銃の使用による捕獲事業の安全対策指針」等を参考に、事故防止のための安全対策を十分に講じるよう市町村に周知徹底する。</p>	<p><u>の捕獲の取組は以下のとおりとする。</u></p> <p>被害対策地域 加害する個体の捕獲を重点に、モニタリング等の調査研究による生息状況を勘案したうえで、最大限捕獲することとし、捕獲数の制限は行わない。</p> <p>拡大防止地域 従来イノシシの生息やイノシシによる農作物被害が報告されていなかった地域であることから、被害拡大を防止するため、全頭捕獲を目指して最大限捕獲することとし、捕獲数の制限は行わない。</p> <p>前線地域 生息密度や被害の小さいうちに対策を行う必要があるため、生息場所を地域でモニタリングし、発見した個体を直ちに捕獲する。</p> <p>② 捕獲方法別 ア 許可捕獲 市町村による有害捕獲は個体数調整の核となる取組であることから、引き続き市町村が主体となって捕獲を実施する。 市町村は、活用可能な事業を積極的に利用し、個体数の管理に結びつく効果的・効率的な捕獲の方法や有効な時期に実施するように努める。 イノシシは市町村境を超えて移動する野生鳥獣であることから、市町村間の連携を含めた広域的な捕獲が有効であるため、その取組について促進する。 県は、このような市町村の捕獲への取組に補助金等により積極的に支援をするとともに、地域の実情を踏まえた被害対策を実施するため、捕獲許可権限の移譲についても推進していく。 なお、銃器を使用した捕獲においては、その実施にあたり「銃の使用による捕獲事業の安全対策指針」等を参考に、事故防止のための安全対策を十分に講じるよう市町村に周知徹底する。</p>	<p>文言修正</p> <p>文言修正</p> <p>文言修正</p> <p>項目変更</p> <p>文言修正</p>
--	--	---

<p>イ 狩猟</p> <p>狩猟は、野生鳥獣の捕獲の重要な手段であるため、狩猟によるイノシシの捕獲を推進する。</p> <p>全捕獲数のうち狩猟による捕獲の割合は1割に満たない程度であり、他都道府県と比較しても捕獲数が少ないことから、一層の狩猟捕獲の増加を図るべく、狩猟免許取得者、特に捕獲割合の高いわな猟免許所持者の確保に努める。また、狩猟期に有害鳥獣を捕獲した成績優秀者を表彰することにより、狩猟者の捕獲意欲を高めるように努める。</p> <p>狩猟期間中は、県職員や鳥獣保護管理員による巡回を行うことにより、狩猟者に対する安全指導を徹底する。また、地元住民への周知、市町村、警察との連携強化など、事故防止のための対策を行う。</p> <p><u>なお、狩猟による捕獲を促進するため、法第14条第3項に基づき、輪の直径が12cmを超えるくくりわなによる狩猟の制限を解除する。</u></p> <p>ウ 指定管理鳥獣捕獲等事業</p> <p><u>本計画の管理目標を達成するため、既存の市町村による有害捕獲に加え、必要に応じて県が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。実施にあたっては、事業を実施する必要性、実施期間、実施区域、事業の目標、事業の実施方法等を指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に定める。</u></p> <p><u>なお、実施計画を策定する上では、市町村との役割分担などを考慮し、事前に関係者と調整を行うよう留意する。</u></p>	<p>イ 狩猟による捕獲</p> <p>狩猟は、野生鳥獣の捕獲の重要な手段であるため、狩猟によるイノシシの捕獲を推進する。</p> <p>狩猟による捕獲は、近年1,000頭前後で推移しており、他都道府県と比較しても捕獲数が少ないことから、一層の狩猟捕獲の増加を図るべく、狩猟免許取得者、特に捕獲割合の高いわな猟免許所持者の確保に努める。また、狩猟期に有害鳥獣を捕獲した成績優秀者を表彰することにより、狩猟者の捕獲意欲を高めるように努める。</p> <p>狩猟期間中は、県職員や鳥獣保護管理員による巡回を行うことにより、狩猟者に対する安全指導を徹底する。また、地元住民への周知、市町村、警察との連携強化など、事故防止のための対策を行う。</p> <p><u>(4) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項</u></p> <p><u>法第7条の2第2項第5号の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業の実施にあたっては、事業を実施する必要性、実施期間、実施区域、事業の目標、事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価、事業の実施者等を指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(以下、「実施計画」という。)に定める。</u></p> <p>① 事業を実施する必要性</p> <p><u>イノシシの捕獲数が増えているにもかかわらず、農作物被害金額については高止まりの状況にある。このため、本計画の管理目標である被害金額・被害面積の低減に向けて、既存の市町村による有害捕獲に加え、県が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。この際には、市町村との役割分担などを考慮し実施区域等について調整を行うよう留意する。</u></p> <p>② 実施期間</p> <p><u>実施期間については、原則1年以内とし、実施区域の実情に応じて適切な期間で設定するものとし、必要に応じて年度を越えた対応も可能とする。</u></p>	<p>くくりわなの規制解除の追加</p> <p>項目変更 文言修正</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
---	--	---

<p>(4) 普及啓発及び人材育成  <u>総合的な対策を効果的に実施する上では、正しい情報に基づき被害の低減に有効な対策を確実に実施することが重要である。また、対策の担い手を確保し、その知識・技術水準の向上を図ることで効果的な対策の実施が可能となることから、以下の方策を進める。</u></p> <p>① 普及啓発</p>	<p>③ 実施区域  <u>実施区域については、イノシシが生息する地域とし、具体的には実施計画において定める。</u></p>	(削除)
	<p>④ 事業の目標  <u>指定管理鳥獣捕獲等事業の進捗状況や達成度の評価が可能となるよう具体的な目標の設定を考えており、詳細な事業の目標については実施計画において定める。</u></p>	(削除)
	<p>⑤ 事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価  <u>事業の実施方法については、猟法（銃猟、わな猟、網猟等）や規模（日数、回数、人数等）、作業手順や安全管理、錯誤捕獲時の対応、捕獲個体の回収方法・捕獲個体の処分方法について実施計画に定める。</u>  <u>また、当該事業実施にあたっては、認定鳥獣捕獲等事業者（以下、「認定事業者」という。）の活用など効果的な実施に努める。</u>  <u>なお、指定管理鳥獣捕獲等事業を適切に進めるため、実施結果の把握及び評価並びに計画の改善を実施し得る体制を整備するとともに、必要に応じて大学・研究機関及び鳥獣の研究者との連携に努める。</u></p>	(削除)
	<p>⑥ 事業の実施者  <u>千葉県</u></p>	(削除)
<p>新規項目</p>		

ア 事前対策及び初期対応の徹底

イノシシは繁殖力が高く、定着後は急速に生息数が増加するため、早い段階でイノシシの生息を把握し、早期に対策することが重要である。

このため、出没が確認されるようになる前に、イノシシの出没をいち早く把握する体制整備を進めるため、その生態や出没した痕跡の見分け方・対策方法を普及する。

また、分布の初期段階においては、イノシシの出没状況や被害状況を迅速に把握し、早期に対策することが有効なことを普及することで、対策の体制整備を促進する。

イ 普及啓発教材の作成及び活用

千葉県野生鳥獣対策本部において、捕獲や防護柵の設置・維持管理等のイノシシ対策に係る普及啓発教材を作成し活用を促すことで、対策技術の向上を図る。

また、農作物被害を低減するためには、加害個体の捕獲や箱わなで成獣を捕獲することが有効であるが、そのための捕獲技術についても教材の活用等により普及する。

ウ 放獣や飼育イノシシの脱走防止

イノシシの放獣や飼育イノシシの脱走により、新たに生息域が拡大しないよう、ホームページやポスター等により啓発する。

② 人材育成

ア 地域ぐるみの対策の推進

特に被害管理及び生息環境管理を継続的に実施する上では、地域が一体となって取り組むことが有効である。また、集落単位で捕獲を行い、捕獲にかかる負担を分担することで、継続的な取組が可能となる。

地域ぐるみの対策を実施する上では、地域リーダーの存在が欠かせないことから、研修や現地指導等を実施して地域リーダーの育成を図ることで、地域ぐるみの対策を推進する。

<p><u>イ 捕獲の担い手確保</u>  <u>狩猟への意欲を高めるとともに、地域ぐるみの被害対策を実施するため、地域の人を核とした捕獲の担い手を確保し、鳥獣被害防止特別措置法に基づき、市町村が作成する被害防止計画に基づく捕獲等の鳥獣被害対策の実践的活動を担う「鳥獣被害対策実施隊」の設置や、地域の捕獲隊の設置により捕獲体制の整備を進める。</u>  <u>狩猟免許所持者数が減少傾向にあることから、狩猟免許取得促進事業補助金を積極的に活用することにより、有害捕獲事業の従事者となるわな猟免許所持者の増加に努める。また、狩猟免許取得者の高齢化が進行していることから、若年層等を主な対象とし狩猟について普及・啓発を図ることで、狩猟者の育成・確保に努める。</u>  <u>さらに、免許所有者を対象にした捕獲技術向上のための研修を実施する等、個々の捕獲能力向上に努める。</u>  <u>平成26年度に国が新たに導入した認定鳥獣捕獲等事業者制度についても積極的に活用を図る。</u></p> <p><u>ウ 関係職員の専門性の向上</u>  <u>市町村や農協職員、県出先機関等の職員に対しては、イノシシ対策を効果的に実施するための基本的な考え方や、具体的な被害対策手法について研修を行うことにより、地域一体となったイノシシ対策の推進を図る。</u></p> <p>7 その他、管理のために必要な事項  6 「<u>目標達成のための方策</u>」のとおり、被害<u>管理</u>、<u>生息環境管理</u>及び<u>個体数管理</u>などの施策を中心に進めるほか、以下のような対策もあわせて実施していく。</p>	<p>7 その他<u>第二種特定鳥獣</u>の管理のために必要な事項  6 「<u>第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項</u>」のとおり、被害<u>防除</u>、<u>生息環境管理</u>及び<u>指定管理鳥獣捕獲等事業を含む捕獲</u>などの施策を中心に進めるほか、以下のような対策もあわせて実施していく。</p> <p><u>(1) 対策の普及</u>  <u>地域が、状況に応じた被害対策を主体的に実施できるよう体制強化を促していく。</u>  <u>イノシシの生息域が拡大していることから、被害が起こる前に対策を実施</u></p>	<p>項目変更</p> <p>6 (4) 普及啓発・人材育成に移動</p>
---	---	---------------------------------------

<p><u>(1) 捕獲されたイノシシの食肉利用</u></p> <p>捕獲されたイノシシを地域資源として有効活用することも重要である。</p> <p>このため、捕獲されたイノシシを食肉用として処理又は販売する者に対し、千葉県<u>野生鳥獣肉処理衛生管理講習会</u>を開催するとともに、<u>「千葉県野生鳥獣肉に係る衛生管理ガイドライン」</u>及び県の「出荷・検査方針」に基づき、衛生的で安全なイノシシ肉の流通を促進する。</p> <p>また、捕獲されたイノシシ肉を活用する取組ができるよう、既存の処理施設間での情報交換会を開催する。</p>	<p><u>するように、その生態や出没した痕跡の見分け方・対策方法や、生息低密度地域での早期捕獲が有効なことなどを普及する。加えて、地域の出没状況と被害状況の定期的な調査・把握を行うことが、早期対策に有効なことを普及していく。</u></p> <p><u>また、地域の実情に即した被害対策を実施するため、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下、「鳥獣被害防止特別措置法」という。）」に基づく被害防止計画を未策定の市町村には、策定を促していく。</u></p> <p><u>さらに、放獣や飼育イノシシの脱走により、新たに生息域が拡大しないよう徹底を図る。</u></p> <p><u>(2) 捕獲の担い手確保</u></p> <p><u>狩猟への意欲を高めるとともに、地域ぐるみでの被害対策を実施するため、地域の人を核とした捕獲の担い手を確保し、鳥獣被害防止特別措置法に基づき、市町村が作成する被害防止計画に基づく捕獲等の鳥獣被害対策の実践的活動を担う「鳥獣被害対策実施隊」の設置や、地域の捕獲隊の設置により捕獲体制の整備を進める。</u></p> <p><u>狩猟免許所持者数が減少傾向にあることから、狩猟免許取得促進事業補助金を積極的に活用することにより、有害捕獲事業の従事者となるわな猟免許所持者の増加に努めるとともに、免許所有者を対象にした捕獲技術向上のための研修を実施する等、個々の捕獲能力向上に努める。</u></p> <p><u>なお、認定事業者など新たな捕獲の取組についても活用を図る。</u></p> <p><u>(3) 捕獲されたイノシシの食肉利用</u></p> <p>捕獲されたイノシシを地域資源として有効活用することも重要である。食肉用として処理又は販売する際に利用できるように、捕獲時期の違いによる肉質調査等の結果の情報提供に努める。</p> <p>捕獲されたイノシシを食肉用として処理又は販売する者に対し、千葉県<u>イノシシ肉処理衛生管理講習会</u>を開催するとともに、県の「出荷・検査方針」に基づき管理されるイノシシ肉に限り出荷することにより、衛生的で安全なイノシシ肉の流通を促進する。</p>	<p>6 (4) 普及啓発・人材育成に移動</p> <p>項目番号の修正</p> <p>文言修正</p>
---	--	--

<p>新たに食肉の処理施設の設置を希望する地域については、国庫補助事業の活用を促す。</p> <p><u>(2) 捕獲個体の処理</u>  食肉として有効活用できない場合には、<u>は、</u>関係法令に基づき埋設または一般廃棄物として処理する。  <u>一方で、捕獲数の増加に伴い捕獲個体の処理に係る負担が課題となっていることから、処理に係る課題を地域と共有し、課題解決のための方策について検討する。</u>  <u>また、新たな焼却施設の設置を希望する地域については、国庫補助事業の活用を促す。</u></p> <p><u>(3) 市街地出沒への対応体制の整備</u>  <u>イノシシの市街地出沒に対応するため、県は出沒時の対応を整理したマニュアルを策定するとともに、マニュアルに基づき、市町村や関係機関は対応体制を整備する。</u></p> <p><u>(4) モニタリング等の調査研究</u>  本県のイノシシを科学的・計画的に管理していくためには、<u>長期にわたるモニタリング調査が必要であるため、捕獲状況及び捕獲個体並びに被害状況について継続的に調査し、その動向を把握する。</u>  <u>なお、イノシシは生態に関する知見が限られており、全国的に生息数推定法が確立されていないが、近年、階層ベイズ法によるイノシシの生息数推定が行われ始めている。このため、モニタリングデータを蓄積した上で、それらのデータを活用し階層ベイズ法による生息数推定を実施し、生息数の動向について把握する。</u>  <u>各種のモニタリング調査により現況を把握するとともに、随時、管理方法を見直す。</u></p>	<p>捕獲されたイノシシ肉を活用する取組ができるよう、既存の処理施設間での情報交換会を開催する。  また、新たに食肉の処理施設の設置を希望する地域については、国庫補助事業の活用を促す。</p> <p><u>(4) 捕獲個体の処理</u>  食肉として有効活用できない場合に関係法令に基づき埋設または一般廃棄物として処理する<u>こととし、</u>新たな焼却施設の設置を希望する地域については、国庫補助事業の活用を促す。</p> <p><u>(5) モニタリング等の調査研究</u>  <u>イノシシの生態や生息状況については未解明な部分が多く、その調査手法が確立されていないことから、本県のイノシシを科学的・計画的に管理していくためには、長期にわたって生息数や個体の状況について調査し、その動向を把握していくことが重要である。</u>  <u>今後、長期的にデータを整理しつつ、モニタリング調査により得られた結果を、次期の管理計画に活用する。</u></p>	<p>項目番号の修正  文言修正</p> <p>市街地出沒への対応の追加</p> <p>項目番号の修正  文言修正</p> <p>階層ベイズ法による生息数推定の追加</p> <p>文言修正</p>
---	---	--

<p>① モニタリングの項目 以下の項目等について、管理目標を達成するために必要な調査を行う。</p> <p>【計画策定時に行う内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>集落アンケート</u></li> <li>・ 毎年実施したモニタリングの資料分析・総まとめ</li> </ul> <p>【毎年行う内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲実態の調査 捕獲数、捕獲場所、捕獲個体の性比、妊娠率、体重</li> <li>・ CPUE（捕獲努力量：一人が一日あたり何頭のイノシシを捕獲したか）</li> <li>・ SPUE（目撃効率：一日に目撃したイノシシの頭数の平均）</li> <li>・ 農作物の <u>被害金額・面積</u></li> </ul> <p>【検討すべき調査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 胎子数の調査、齢査定等</li> <li>・ イノシシ（野生鳥獣）の感染症問題にかかる情報収集</li> </ul> <p>② 基礎データ収集体制の確立 捕獲した個体から得られる様々な情報の蓄積は長期的にイノシシの個体数を管理していく上で必要であることから、県は継続して基礎データの収集に努める。 県及び市町村は基礎資料蓄積の重要性を認識し、捕獲実施者や狩猟者に対し、捕獲個体データの収集への協力を求めていく。</p> <p><u>(5) 情報公開</u> <u>収集した情報の分析結果等、イノシシ管理に係る情報公開</u>を積極的に行う。また、計画内容やモニタリング調査等の情報公開を行い、農林業団体、自然保護団体等、広く県民の合意形成を図るよう努める。</p>	<p>① モニタリングの項目 以下の項目等について、管理目標を達成するために必要な調査を行う。</p> <p>【計画策定時に行う内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎年実施したモニタリングの資料分析・総まとめ</li> </ul> <p>【毎年行う内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲実態の調査 捕獲数、捕獲場所、捕獲個体の性比、妊娠率、体重</li> <li>・ CPUE（捕獲努力量：一人が一日あたり何頭のイノシシを捕獲したか）</li> <li>・ SPUE（目撃効率：一日に目撃したイノシシの頭数の平均）</li> <li>・ 農作物の <u>被害状況</u></li> </ul> <p>【検討すべき調査内容（指定管理鳥獣捕獲等事業による調査）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 胎子数の調査、齢査定等</li> <li>・ イノシシ（野生鳥獣）の感染症問題にかかる情報収集</li> </ul> <p>② 基礎データ収集体制の確立 捕獲した個体から得られる様々な情報の蓄積は長期的にイノシシの個体数を管理していく上で必要であることから、県は継続して基礎データの収集に努める。 県及び市町村は基礎資料蓄積の重要性を認識し、捕獲実施者や狩猟者に対し、捕獲個体データの収集への協力を求めていく。</p> <p><u>(6) その他</u></p> <p>① 情報公開 <u>野生鳥獣の管理について積極的に</u>情報公開を行う。また、<u>市町村と協力し、</u>計画内容やモニタリング調査等の情報公開を行い、農林業団体、自然保護団体等、広く県民の合意形成を図るよう努める。</p>	<p>モニタリング項目の追加</p> <p>文言修正</p> <p>(削除) 項目番号の修正 文言修正</p>
---	---	---



<p>8 実施体制</p> <p>(1) 施策の推進体制</p> <p>千葉県野生鳥獣対策本部において、県・市町村・関係団体が一体となって被害管理、生息環境管理、<u>個体数管理</u>及び資源活用等のイノシシ対策を総合的に推進していく。また、県・市町村・地域が、適切な役割分担のもと被害対策に取り組むとともに、地域ぐるみの対策を実施する体制の強化を図る(表7)。</p> <p>(2) 施策の検証体制</p> <p>科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りながら管理を推進するために、学識経験者、関係行政機関、農林水産団体、狩猟者団体・自然保護団体等で構成される千葉県環境審議会鳥獣部会イノシシ小委員会(以下、「イノシシ小委員会」という。)において、計画に基づき実施された施策の効果を評価・検証する。なお、検証結果を次期計画に反映させるため、イノシシ小委員会を毎年開催する。</p> <p>表7 関係主体別取組項目</p> <p>(引用文献)</p> <p>1) 三浦慎吾. 1991.日本産偶蹄類の生活史戦略とその保護管理. 朝日稔・川道武男(編)、現代の哺乳類学, pp.244-273.朝倉書店, 東京</p> <p>2) 松下邦夫. 1978. 小金牧と将軍鹿狩り. 小金牧と将軍御鹿狩, pp. 7-11. 松戸市文化ホール, 松戸</p> <p>3) 鈴木牧. 2014.森林に棲む動物たちの世界. わが国最古の「大学の森」東</p>	<p><u>② フィードバックシステムの確立</u></p> <p><u>管理対策の結果を的確に評価し、次期計画にフィードバックするため、以下のような管理体制を確立させる。</u></p> <p>8 実施体制</p> <p>(1) 施策の推進体制</p> <p>千葉県野生鳥獣対策本部において、県・市町村・関係団体が一体となって防護、捕獲、生息環境管理及び資源活用等の野生鳥獣対策を総合的に推進していく。また、県・市町村・地域が、適切な役割分担のもと被害対策に取り組むとともに、地域ぐるみの対策を実施する体制の強化を図る(表7)。</p> <p>(2) 施策の検証体制</p> <p>科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りながら管理を推進するために、学識経験者、関係行政機関、農林水産団体、狩猟者団体・自然保護団体等で構成される千葉県環境審議会鳥獣部会イノシシ小委員会(以下、「イノシシ小委員会」という。)において、計画に基づき実施された施策の効果を評価・検証する。なお、検証結果を次期計画に反映させるため、イノシシ小委員会を毎年開催する。</p> <p>表7 関係主体別取組項目</p> <p>(引用文献)</p> <p>1) 三浦慎吾. 1991.日本産偶蹄類の生活史戦略とその保護管理. 朝日稔・川道武男(編)、現代の哺乳類学, pp.244-273.朝倉書店, 東京</p> <p>2) 松下邦夫. 1978. 小金牧と将軍鹿狩り. 小金牧と将軍御鹿狩, pp. 7-11. 松戸市文化ホール, 松戸</p> <p>3) 鈴木牧. 2014.森林に棲む動物たちの世界. わが国最古の「大学の森」東</p>	<p>(削除)</p> <p>文言修正</p>
--	---	-------------------------

<p>京大学千葉演習林のすべて, pp.180-192.東京大学演習林出版局, 東京</p> <p>4) 浅田正彦・直井洋司・阿部晴恵・葦澤雄希. 2001.房総半島におけるイノシシ (<i>Sus scrofa</i> Linnaeus, 1758) の生息状況. 千葉県立中央博物館自然誌研究報告, 6 (2): 201-207</p> <p>5) 「千葉県イノシシ・キョン管理対策基本方針」(平成 11 年策定)</p> <p>6) 永田純子・落合啓二. 2009. 千葉県における昭和 20 年代のイノシシの頭骨をもちいた遺伝解析: 近年のイノシシ個体群との比較. 野生生物保護, 12 (1): 27-32.</p>	<p>京大学千葉演習林のすべて, pp.180-192.東京大学演習林出版局, 東京</p> <p>4) 浅田正彦・直井洋司・阿部晴恵・葦澤雄希. 2001.房総半島におけるイノシシ (<i>Sus scrofa</i> Linnaeus, 1758) の生息状況. 千葉県立中央博物館自然誌研究報告, 6 (2): 201-207</p> <p>5) 「千葉県イノシシ・キョン管理対策基本方針」(平成 11 年策定)</p> <p>6) 永田純子・落合啓二. 2009. 千葉県における昭和 20 年代のイノシシの頭骨をもちいた遺伝解析: 近年のイノシシ個体群との比較. 野生生物保護, 12 (1): 27-32.</p>	
---	---	--